

広島市立大学入学者選抜に関する規程

令和5年6月29日
規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学における入学者選抜（大学入学共通テスト及び大学院に係るものを含む。）を適正に実施するため、入学者選抜に係る責任体制その他必要な事項を定めるとものとする。

(基本方針)

第2条 本学の入学者選抜は、次を基本方針として実施する。

- (1) 公正に実施すること。
- (2) 本学の入学者受入れの方針に基づき実施すること。
- (3) 文部科学省が定める入学者選抜に関する要項等に沿って実施すること。

(責任体制)

第3条 学長は、最高責任者として、入学者選抜に係る業務を総督する。

第4条 副学長（学術・社会貢献担当）は、入学者選抜に係る統括責任者として、学長を補佐するとともに、必要に応じて各学部・研究科が所管する入学者選抜に関し指導又は総合調整を行う。

2 副学長（学術・社会貢献担当）は、必要があるときは、入学者選抜実施委員会に出席するものとする。

第5条 学部長・研究科長は、各学部・研究科が所管する入学者選抜の責任者として、当該入学者選抜を統括する。

第6条 入学者選抜担当副理事は、入学者選抜に関し学長及び副学長（学術・社会貢献担当）を補佐するとともに、必要に応じて各学部・研究科が所管する入学者選抜に関し総合調整を行う。

第7条 入学者選抜に出題する問題の作成及び採点に係る体制その他必要な事項は、別に定める。

第8条 入学者選抜の実施に係る実施本部及び試験監督その他必要な事項は、別に定める。

第9条 入学者選抜に携わる職員は、その職務の内容に応じて、秘密を保持するとともに、入学者選抜の適正な実施に努めなければならない。

2 職員は、入学者選抜の適正な実施の障害となる事態を把握したときは、ただちに、学長、副学長（学術・社会貢献担当）、各学部・研究科長もしくは入学者選抜担当副理事又は上司に報告しなければならない。

(アドミッション委員会)

第10条 入学者選抜に関する重要事項を審議するため、アドミッション委員会（本条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 入学者受入れの方針に関する重要事項
 - (2) 入学者選抜の制度に関する重要事項
 - (3) 入学者選抜に係る合格者の選考方針に関する事項
 - (4) 入学者選抜に係る合格者の選考に関する事項
 - (5) 入学者選抜の適正な実施の障害となる事態への対応に関する事項
 - (6) 高校等との接続に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか入学者選抜に係る重要事項
 - 3 前項第4号の規定にかかわらず、大学院に係る合格者の選考については、各研究科委員会において審議するものとする。
 - 4 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学部長・研究科長
 - (5) 入学者選抜担当副理事
 - (6) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認めて指名する者
 - 5 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
 - 6 委員会に副委員長を置き、副学長（学術・社会貢献担当）及び入学者選抜担当副理事をもって充てる。
 - 7 委員会は、委員長が招集する。
 - 8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第2項第5号に掲げる事態が発生し、その対応について審議する場合はこの限りでない。
 - 9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 10 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。ただし、当該委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。
 - 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が委員会に諮って定める。

（合格者の決定）
- 第11条 学長は、前条第2項第4号又は第3項の合格者の選考の結果に基づき、合格者を決定する。
- （入学者選抜実施委員会）
- 第12条 入学者選抜を適正に実施するため、アドミッション委員会の下に、入学者選抜実施委員会を置く。
- 2 入学者選抜実施委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 入学者選抜の実施計画及び実施に関する事項

- (2) 大学入学共通テストの実施に関する事項
 - (3) 学生募集に関する事項
 - (4) 入学者選抜に係る広報に関する事項
 - (5) 学校教育法施行規則第 150 条第 7 号の規定に基づく個別の入学資格審査に関する事項
 - (6) アドミッションセンターの運営に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか入学者選抜の実施に関し必要な事項
- 3 前項に定めるもののほか、入学者選抜実施委員会は、アドミッション委員会に付議する事項（第 10 条第 2 項第 4 号に定める事項を除く。）に関しあらかじめ審議するものとする。ただし、同項第 5 号に掲げる事態が発生し、その対応について審議が必要な場合はこの限りでない。
- 4 入学者選抜実施委員会における議事は、副学長（学術・社会貢献担当）へ報告するものとし、うち副学長（学術・社会貢献担当）が必要と認めるものはアドミッション委員会に付議するものとする。
- 5 入学者選抜実施委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 入学者選抜担当副理事
 - (2) 各学部が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 各 1 人
 - (3) 広島平和研究所が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 1 人
 - (4) 企画室長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めて任命する者
- 6 前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 入学者選抜実施委員会に委員長を置き、入学者選抜担当副理事をもって充てる。
- 8 入学者選抜実施委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 9 第 10 条第 7 項から第 11 項までの規定は、入学者選抜実施委員会において準用する。
（専門委員会）
- 第 13 条 入学者選抜実施委員会のほか、入学者選抜に関する事項を検討させ、又は実施させるため、アドミッション委員会の下に、専門委員会を置くことができる。
- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、学長がアドミッション委員会に諮って定める。
（事務）
- 第 14 条 この規程に関する事務は、事務局企画室において遂行する。
- 附 則
- 1 この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
 - 2 広島市立大学入学試験委員会規程（平成 22 年公立大学法人広島市立大学規程第 20 号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。